

保護観察官の採用案内

1 保護観察官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識を活かし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防及び犯罪被害者等の施策に関する業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、俸給月額(基本給に相当)は、行政職俸給表(一)初任給基準表の専門職(大卒二群)の区分を基礎とし、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する更生保護官署職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用者の経歴や能力等を考慮して決定されます。保護観察官には俸給の調整額が加算されます。

本募集では、行政職俸給表(一)2級の保護観察官を募集します。

(参考: 5年程度の経験年数を有する場合の俸給の月額は276,300円です(俸給の調整額を含む)(令和8年6月現在)。)

また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当(勤務所所在地により異なる。))、通勤手当、住居手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。ただし、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等の不規則勤務が命ぜられる場合があります。

(勤務地) 採用庁に勤務することとなります。異動は、原則として、北海道地方更生保護委員会又は同委員会管内の保護観察所を中心に行われますが、管外異動の可能性もあります。また、昇任に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績等に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

(研修) 採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修の機会があります。

3 採用案内

(採用予定) 北海道地方更生保護委員会において、令和8年10月1日付け(予定)で1名の採用を行う予定です。

(求める人材像)

- (1) 犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰とその指導など、公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (4) 心理学、教育学、福祉、社会学等に関する専門的知識を有し、面接等を通じて被面接者等が有する問題性等を把握する業務の経験を有する者

(応募資格) (1) 又は (2) を満たすこと。

(1) 大学卒業以上

ア 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の2の一に該当する者とする。

イ 採用予定日時点で民間企業、官公庁、国際機関等において、5年以上の職務経験を有すること。ただし、修士修了等、学士より上位の学歴を有する者にあつては、その正規の修業年限を職務経験の年数に換算することができる。

(2) (1) 以外

ア 高校卒業以上の学歴を有すること、又は高校を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。

イ 公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有すること。

ウ 採用予定日時点で民間企業、官公庁、国際機関等において、高等学校を卒業した者にあつては9年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者にあつては7年以上の職務経験を有すること。

(選考方法) (1) 書類選考、(2) (書類選考の合格者に対する) 北海道地方更生保護委員会における面接により選考を行います。

(応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 別紙「応募手続等」参照

(応募が出来ない者)

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和8年度における定年年齢は62歳)